

鳥取市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第22号

鳥取市議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取市議会委員会条例（昭和43年鳥取市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「福祉保健部」を「福祉部、健康こども部」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。